

## 再公示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定であった公示済み案件のうち、再公示が必要となった案件について、再公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612）あてにお願いします。

2017年2月22日

独立行政法人国際協力機構  
本部契約担当役 理事

### 【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
- 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4) 平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5) その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

### 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布は、全省庁統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

([http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)) を参照願います。

### 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

(1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

- イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
  - 契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

再公示：次の案件については、12月7日に公示しましたが、契約交渉相手方を選定できなかったため再公示いたします。

番号： 160950

国名：アフリカ地域 担当：農村開発部

案件名：アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）終了時レビュー調査

## 1 選定プロセス

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2017年2月22日から2017年2月28日12：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。  
配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。  
([http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html))
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2017年2月22日から2017年2月28日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2017年3月10日12：00まで  
提出場所はJICA本部 1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：4月上旬
- (5) 契約交渉（予定）：4月上旬～4月中旬

## 2 業務の内容

### 【背景】

JICAは「アフリカ緑の革命のための同盟（AGRA）」と共同で、2008年5月、TICADIVの場において「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」を発表した。CARDは、アフリカにおけるコメ生産量の倍増（2018年までの10年間で年間生産量1400万トンから2800万トンに増加）を目指したイニシアチブであり、アフリカにおけるコメ生産拡大に向けた自助努力を支援するための戦略であると同時に、関心あるコメ生産国と連携して活動することを目的としたドナーによる協議グループである。

これまで、CARD支援対象国すべてが国家稲作開発戦略（NRDS）を策定し、これに基づく活動の展開を進めてきた。JICAも対象国に対して技術協力・資金協力を継続して実施してきており、各国の稲作開発に対して貢献を行ってきたところである。

2016年8月のCARD運営委員会において、CARD最終年（2018年）を控え、これまでのCARDによる活動の成果及び教訓の抽出を行うため、終了時レビューの必要性が確認された。このため、2018年のCARD終了時に開催される総会に向けた全体の振り返り及び2019年以降のアフリカ・コメ分野の協力の方向性を検討するため、終了時レビュー調査を実施する。

### 【調査項目】

以下の(1)～(3)の視点のもと、実績や実施プロセスを検証しレビューを行う。またその結果を基に、(4)の提言を取りまとめる。

- (1) 国際イニシアチブとしての成果
- (2) 各国レベルでのCARDの成果
- (3) CARDの推進へのJICAの貢献
- (4) 次期CARDの実施へ向けた提言

## 3 条件等

### (1) 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

海外における各種評価調査に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

### (2) 参加の制限

特になし。

## 4 契約期間（予定）

2017年4月中旬～2018年1月下旬

## 5 想定人月（予定）

22.00 M/M

以上